諮問庁:独立行政法人国立高等専門学校機構

諮問日:平成29年8月10日(平成29年(独個)諮問第48号)

答申日:平成29年11月6日(平成29年度(独個)答申第51号)

事件名:本人に対する「後期中間試験伝票再提出のお願い他」等の不訂正決定

に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書1及び文書2に記録された保有個人情報(以下「本件対象保有個人情報」という。)の訂正請求につき,不訂正とした決定は,妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)27条1項の規定に基づく本件対象保有個人情報の訂正請求に対し、独立行政法人国立高等専門学校機構(以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。)が行った平成29年6月15日付け29高機総第48号による不訂正決定(以下「原処分」という。)について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書

ア 趣旨

原処分を取消す。

イ 理由

「特定高等専門学校(以下「特定高専」という。)校長が特定日Aに公表した情報が虚偽であることを機構は理解し、この事実を有耶無耶にさせる」、「機構は開示請求、訂正請求に対してはこの有耶無耶にさせる方針で対応する」が審査請求人の認識である。

公表情報は真実か虚偽かの二者択一である。公平で透明性のある「再調査」を行えば公表の真偽が明らかになる。特定高専特定文書番号の通知書で「再調査」の語を持ち出しているにも係らず機構は 真偽を有耶無耶にさせるために「再調査」をすることは絶対にできない。不訂正処分とするしかない。

第三者的立場で「公表情報の真偽」の結論が得られるために、より

詳細な理由は機構の情報公開・個人情報保護審査会への諮問後に行なう。機構が「公表情報は真実である」と明確に表明しない限り、機構の主張は嘘としなければならない。

(2)意見書

求める答申の結論

この審査請求において、次の内容を含む答申を求める。

本件での機構が開示した情報及び不開示情報の不開示理由は、機構が報道機関に提供し公表した情報(その一部は添付資料 1 の記事、以下「公表」とする)が偽りであることを証明する。公表の「後期中間試験の成績評価を特定方法とした学校の決定に従わず、従来通りに評価。修正の要請に応じず、学校側は特定時期に特定職教員を特定処分とし、評価は別の教諭が代行した」は「後期中間試験の成績評価を特定方法とした学校の決定は存在しない。学校の決定である成績評価規則に従った評価である。評価した成績は、校長といえども修正の要請をしてはならない、が学校の決定である。修正の要請というハラスメントであった。別の教諭が代行した成績が成績評価規則違反であった。」に訂正しなければならない。

ア 審査請求を行った理由

機構が偽り情報を公表したのだから、その情報は真実に訂正しなければならないことは、その根拠はなどという問題ではない。公表に偽りがないと信じているならば機構、特定高専内で公正で、透明性のある調査を行い。偽りはないとの結論を出すべきであるが、やらない。逆に、添付資料6のように請求者を特定高専に絶対に入れない態勢である。この態勢自体、公表の偽りは認めない、法13条によって公表が偽りである情報を開示させ、法27条による訂正請求によって、公表の偽りを認めさせようとする行為は無駄であると宣言しているのと同じである。

本件に係っている機構本部の関係者は勿論、特定高専の関係者にも、公表が行われた年度に当事者はいない。従って、公表の真偽を判断できるのは保有している情報だけである。保有個人情報に偽りはないと確信を持っていなければならない。しかし、本件の保有個人情報開示請求に対し、保有していなかった情報を急遽作り出して開示した。また、不開示理由の「再調査の未実施」はこの開示請求情報が偽りであることを自ら認めたものである。かつ、この偽りを認めない主張となっている。

この条件下で、情報公開・個人情報保護審査会という第三者の立場 で公正で中立的な調査でなければ機構の主張の矛盾を明らかにでき ない。 特定高専には、成績評価規則がわかっていない非常勤講師が担当する科目も多くある。それにも係らず、一教員の成績評価という問題でここまで校長の職務権限を行使させる。更に機構本部からも調査依頼している(添付資料4、1枚目)。異常である。この視点でも調査審議を求める。

この後、過激な標題は真実を明らかにするために必要である。また、報告書とは「特定年度学年末成績評価に関する調査結果について (報告)」(添付資料5)の全体である。

イ 開示情報は偽造情報であり、不開示は報告書のインチキを隠すため である

(以降の記載内容及び添付資料については、本答申では省略)

第3 諮問庁の説明の要旨

1 これまでの経緯

審査請求人は、元機構特定高等専門学校(特定高専)教員で、特定年度において、特定クラスの特定教科等の授業を担当していた。特定年12月に実施した後期中間試験について、特定高専校長は、請求者が提出した成績評価に疑問が生じたため、採点方法の説明を求めたが、明確な返答をせず、その後も特定高専の信頼を損なう内容のHPの公開、勤務命令に従わない言動、特定高専教員への迷惑行為及び授業妨害行為などを繰り返したため、特定日Bに諭旨解雇処分となった。

審査請求人は、これまで多くの保有個人情報開示請求や懲戒処分の不服 申立て、損害賠償請求訴訟、個人情報の開示請求に係る不開示決定取消請 求訴訟、公表情報の虚偽認定請求訴訟等(別紙1)を起こしているがすべ て、裁判において敗訴となっている。

これらは、すべて懲戒処分に端を発したものであり、本件請求もその一端である。

2 決定についての考え方とその理由

(1) 文書1について

本文書の上段部分は、請求者から提出された特定年度後期中間試験の成績に対して、審査請求人が特定高等専門学校試験及び成績評価に関する規則に従わずに成績評価したことについて、保管されていた問題用紙や解答用紙及び成績一覧表等から教務委員会が調査した結果を基に審査請求人の所属する学科長(当時)が、審査請求人に後期中間試験の採点伝票の再提出を求めたメールである。

また下段部分は、上記のメール項目に対応する形で審査請求人が疑問点への回答や質問事項を記載し、特定日Cに学校側に提出したものである。

本文書は、審査請求人に対し、当時の学科長が後期中間試験の採点伝

票の再提出を求めたメールであり、下段部分は審査請求人本人が記載した文書であることから、この保有個人情報の内容が事実でないと認められる情報はないことにより、不訂正とした。

(2) 文書 2 について

本文書は、学生から担任を通じ、審査請求人が担当した特定年度後期中間試験特定教科の成績について疑義が出され、教務委員会がこの疑義について調査するために、保管されていた後期中間試験の問題用紙及び答案等の関係資料を基に作成した文書である。

本文書には、当時の教務委員が審査請求人を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと認められる情報はないことから、不訂正とした。

3 その他

本件は、審査請求人が審査請求書で述べているとおり、「公表情報の真偽」の結論を得るための請求である。

審査請求人は、公表情報が虚偽であるという主張等をこれまで続けており、裁判でも係争をしてきたので、参考までに以下に記す。

(1)「特定事件番号A 損害賠償請求事件 特定裁判所」では、判決書 (別紙2)のとおり「原告は、○○校長がマスコミに対し、虚偽の情報 を提供した結果、虚偽の報道がなされたと主張するようであるが、上記 認定の事実に鑑みても、証拠(特定証拠番号A)から認められる新間報 道等の内容に虚偽といえるような事実が含まれているとは認め難く、○ ○校長があえて虚偽の情報を報道機関に提供したなどとは到底認められ ない。」と判断されている。

また、文書1は、本件裁判において、審査請求人が「ここには成績評価規則を指摘していない。」として証拠(特定証拠番号B)(別紙3)として提出したものである。

(2) 「特定事件番号 B 公表情報の虚偽認定請求事件 特定裁判所」では、 ○○校長が公表した審査請求人に対する懲戒処分の情報は事実と異なる 虚偽であることの確認を求めたが、却下されている。

(本答申では理由説明書別紙は省略)

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成29年8月10日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

③ 同月21日 審査請求人から意見書を収受

④ 同年10月6日 審議

⑤ 同年11月1日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件訂正請求について

本件訂正請求は、処分庁が審査請求人に対し別途開示決定した本件対象保有個人情報について、別紙の2に掲げる内容の訂正を求めるものであり、処分庁は、本件訂正請求について、訂正をしない決定(原処分)を行った。審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当とすることから、以下、本件訂正請求の訂正請求対象情報該当性(法27条)及び訂正の要否(法29条)について検討する。

2 訂正請求対象情報該当性について

訂正請求は、法27条1項において、同項1号ないし3号に該当する自己を本人とする保有個人情報について行うことができると規定されている。本件訂正請求は、審査請求人が別途に行った法に基づく保有個人情報の開示請求に基づき、処分庁から開示を受けた、自己を本人とする保有個人情報について行われたものであることから、法27条1項1号に該当すると認められる。

- 3 訂正の要否について
- (1) 訂正請求については、その対象は、「事実」であって、「評価・判断」には及ばないと解される。

また、訂正請求を行う者は、開示を受けた保有個人情報のうち、①どの部分(「事実」に限る。)の表記について、②どのような根拠に基づき当該部分の表記が事実でないと判断し、③その結果、どのような表記に訂正すべきと考えているのか等の、請求を受けた独立行政法人等が当該保有個人情報の訂正を行うべきか否かを判断するに足りる内容を、自ら根拠を示して明確かつ具体的に主張する必要がある。

そして、訂正請求を行う請求人から明確かつ具体的な主張や根拠の提示がない場合や当該根拠をもってしても請求人が訂正を求めている事柄が「事実でない」とは認められない場合には、法29条に規定する「訂正請求に理由があると認めるとき」に該当しないと判断することになる。

(2)本件訂正請求は、文書1のメール部分に記録された情報について訂正 (追記)を求めているものと認められ、当該部分は、全体として、特定 学科長が審査請求人に対し、当該部分に記載された内容により後期中間 試験の採点伝票の再提出を求めたという事実が記録されたものであるこ とから、法27条の対象となる「事実」に対する訂正請求に該当すると 認められる。

しかしながら、別紙の2に掲げる内容を踏まえれば、審査請求人は、 訂正請求に係る部分について、自らの認識に沿った新たな事実認定とす るよう訂正(追記)を求めているものであって、当該認識に沿った主張 及び資料の提出等は認められるものの、訂正請求の対象とされた記載が 「事実でない」と判断するに足る具体的な根拠に基づく指摘やそれを根 拠付ける資料の提出があったとは認め難く、また、審査請求人が求める 訂正がなされなければ、記載されている情報が事実に反することとなる とすべき事情も認め難い。

したがって、本件訂正請求について、訂正請求に理由があるとは認められず、法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件不訂正決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の訂正請求につき、不訂正とした決定については、本件対象保有個人情報は、法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められないので、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡,委員 泉本小夜子,委員 山本隆司

別紙

- 1 本件対象保有個人情報が記録された文書
 - 文書1 「Fwd:後期中間試験伝票再提出のお願い他」と題する電子メール(印刷し、下部の余白に審査請求人が書込みを行ったもの) 文書2 文書1に引用された、教務委員による調査結果(手書きメモ)
- 2 本件訂正請求書における「訂正請求の趣旨及び理由」の記載内容 (趣旨)

保有する文書1のメールに以下の結論情報を追加する。

教務委員の調査結果は「〇〇(審査請求人氏名)の成績評価が本校の成績評価規則等に則っていない事実はない」との結論を導く。メールは「教務委員会、教務主事補、教務主事補及び校長から再三のやり直しを要請した」事実を否定するものである。

(理由)

文書2の開示情報は特定学科の特定教務委員の筆跡と異なる。答案,成績伝票の開示もない。答案と成績伝票の開示は文書2の開示情報の誤りを明らかにする。たとえ、これらの事実を否定しても「理解できない点」を解消するために審査請求人に調査した形跡もない。加えて、この調査結果に「本校の成績評価規則等に則っていなかった」部分(A)と、その「該当条項(B)」は存在しない。

文書1の審査請求人による書き込み「(4)その先どのような指示があったのか」は、「再三のやり直し要請」が虚偽であることを証明する。同(2)よりメールより前に修正要請を含む何の指示もないがわかる。メールの内容では修正は不可能であることは説明不要である。更に、同「(3)一度戻し、1週間後に回収」の間に答案の訂正、修正がなかった保証はない。カンニングの答案と同じである。カンニング答案の採点要請が「本校の成績評価規則等に則っていない」行為である。

文書2は開示請求に対し不開示とされた情報の1つと本質的に同じ情報である。不開示とされた各情報の不開示理由が再調査の未実施であるから、文書2の「理解できない点」も再調査が必要である。

この訂正により、報道機関へ公表した情報も訂正となる。

訂正請求の理由が薄弱とするならばより詳細な理由説明を追加する。 同時に機構は不開示とされた各情報の再調査をしなければならない。再 調査は審査請求人も参加させる公平で透明性のあるものでなければなら ない。

(注)原文で番号等を用いて引用,記載された部分等については,当審査 会において記載を補っている。